

佐渡市地域防災計画修正の概要

平成29年5月25日
佐渡市総務部防災管財課

1. 佐渡市地域防災計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市民協力のもとに、災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とします。

2. 修正の背景

佐渡市では、平成22年度に「佐渡市地域防災計画」を改正し、地域防災の強化に取り組んでまいりました。

そのような中、平成23年に発生した東日本大震災や近年全国各地で大きな被害をもたらしている風水害等の実情を検証し、災害対策基本法(以下「災対法」という。)の改正及び新潟県地域防災計画との整合性を図るため佐渡市地域防災計画を見直すこととしました。

3. 主な修正項目

- ①基本理念の明確化（災対法第2条）
- ②避難行動要支援者名簿の作成（災対法第49条の10～第49条の13）
- ③屋内退避等の安全確保措置（災対法第60条～第61条の3）
- ④地区防災計画（災対法第42条～第42条の2）
- ⑤被災者台帳の作成（災対法第90条の3及び第90条の4）
- ⑥指定緊急避難場所及び指定避難所（災対法第49条の4ほか）
- ⑦避難所以外に滞在する被災者への配慮（災対法第86条の7）
- ⑧避難情報の名称変更
- ⑨東日本大震災等を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
- ⑩特別警報の実施及び伝達（気象業務法第76条の6）

4. 修正の概要

① 基本理念の明確化【計画書(案)P5】

○今後、発生が懸念される大規模災害等に、関係者が一体となって取り組む体制を整えるため、災対法に「自助」「共助」「公助」の基本理念が明確化されました。

防災計画の重点目標に「自助」「共助」「公助」の役割分担の明確化を掲げ、市民主体の防災力向上を推進するものとなりました。

第1部 総則 第2節 P5

② 避難行動要支援者名簿の作成

○「災害時要援護者」を「要配慮者」又は「避難行動要支援者」に定めるほか、高齢者や障害者等のうち、避難の支援が特に必要な「避難行動要支援者」の名簿をあらかじめ市が作成し、地域の支援者等との間で情報共有する制度が災対法に規定されました。

要配慮者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画を作成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとなりました。

- (7) 避難行動要支援者の把握
- (イ) 避難行動要支援者名簿・避難行動要支援者マップの整備
- (ウ) 避難行動要支援者名簿による情報共有及び連絡体制

第2部 災害予防 第1章 第18節 P82

第4章 第8節 P155

③ 屋内退避等の安全確保措置

○既に河川が氾濫している場合など、避難所へ移動する途中に、かえって危険が生ずる場合があります。

災害発生時の市町村長の避難指示事項である「避難のための立ち退き」に加え、自宅の上階部分などに留まる「屋内での退避等の安全確保措置」が、新たに災対法に規定されたため、地震・津波時に必要と認める地域の居住者等に対して、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる記述を追加しました。

第3部 災害応急対策 第4章 第1節 P425

④ 地区防災計画

○自助と共助による自発的な防災活動を促進するため、市内の地区居住者等からの提案により、次の内容について「地区防災計画」として定めることができる制度が創設されました。

- (ア) 地区内居住者・事業者が共同して行う防災訓練
- (イ) 防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- (ウ) 災害時の相互の支援、その他防災活動に関する事項

⑤ 被災者台帳の作成

○被災者支援にあたり、「支援漏れ」や「手続きの重複」なく効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約する被災者台帳の作成を行う制度が創設されました。

災害救助法及び救助法の適用の事務手順により、被災者台帳を作成します。

被災者台帳などの活用により被災者情報を共有し、迅速かつ確かな支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る記述を追加しました。

第3部 災害応急対策 第1章 第40節 P361
第4部 災害復旧・復興 第1節 P429

⑥ 指定緊急避難場所及び指定避難所

○東日本大震災においては、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、その後の避難生活を送るための「避難所」が明確に区別されておらず、また、災害ごとに避難場所が指定されていなかったため、発災直後に避難場所に逃れたもののその施設に津波が襲来して多数の犠牲者が発生しました。災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、新たに「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に関する規定を設けました。具体的な場所又は施設については、今後「佐渡市地域防災計画資料編」として公表する予定です。

第1部 総則 第1節 P3～4
第2部 災害予防 第1章 第17節 P75～80
第3部 災害応急対策 第1章 第7節 P207～217

⑦ 避難所以外に滞在する被災者への配慮

○やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが災対法で明記されました。

本計画において、車中泊など指定避難所外避難者の状況把握を行い、食糧・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導等、避難者支援のための連絡体制の構築など、必要な支援に努めるものとします。

第3部 災害応急対策 第1章 第7節 P207～217

⑧ 避難情報の名称変更

○平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことを踏まえて、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難勧告等に関するガイドライン」に合わせ避難情報の名称を変更しました。

(変更前)	(変更後)
避難準備情報	⇒避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告	⇒避難勧告
避難指示	⇒避難指示（緊急）

また、以下の3点について内容を充実させました。

1. 避難勧告等を受ける立場に立った情報提供の在り方
2. 要配慮者の避難の実効性を高める方法
3. 躊躇なく避難勧告等を発令するための市の体制構築

第3部 災害応急対策 第1章 第7節 P207～217

⑨ 東日本大震災等を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

○中央防災会議〔東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会〕最終報告を踏まえ、国の防災基本計画において「津波災害対策編」を新設しました。

上記を踏まえ、本計画書における計画体系を見直し津波関連の節を「震災対策編」から分離して独立した計画としました。

1. あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の想定

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所の孤立や避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解してもらうよう努めます。

2. 津波に強いまちづくり

避難可能場所の現状を把握し、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討します。

3. 津波警報等の伝達及び避難体制確保

市は、津波警報等の情報を、佐渡市緊急情報伝達システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）等、多様な情報伝達手段を活用して迅速かつ正確に市民、観光客に伝達するよう努めます。

予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努めるものとします。

地域の特性等を踏まえつつ、避難勧告等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努めます。

4. 防災知識の普及

- ・強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難するよう、災害時の心得などの知識の普及に努めます。
- ・児童生徒等の発達段階に応じ、県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用し、防災教育を行うよう努めます。また、研修会・講演会の開催や、佐渡ジオパークを活用した学習会等により、すべての市民に防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- ・県が示す津波浸水想定図等を基に津波ハザードマップを作成・公開し、市民に配布したうえで、正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努めます。

⑩ 特別警報の実施及び伝達

○気象業務法の改正により、特別警報の運用が開始されたことを受け、本計画書で気象庁の発表基準を明記し、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てます。

なお、情報の伝達手段は、緊急情報伝達システム、佐渡市メール、広報車など多様な手段を併用して一斉・迅速・確実にを行うこととします。

第3部 災害応急対策 第1章 第6節 P201～206

第7節 P207～217

第2章 第1節 P382～386